

議案第63号

福岡市地域交流センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地域交流センター内の駐車場について使用料の上限額を定める等の必要があるによる。

福岡市地域交流センター条例の一部を改正する条例

福岡市地域交流センター条例（平成11年福岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「又はトレーニングルーム」を「、トレーニングルーム又は駐車場」に改める。

第7条第1項中「施設」の次に「(駐車場を除く。)」を加え、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 駐車場（規則で定めるものに限る。）を利用する者からは、1台1回1時間までごとに、500円を超えない範囲内において規則で定める額の使用料を徴収する。

第21条中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。